

たばこの消費に対して課される税金で、たばこの価格に含まれています。

● 納める人

小売販売業者に製造たばこを売り渡す卸売販売業者等(日本たばこ産業株式会社、たばこ輸入会社)が納めます。

● 納める額

製造たばこ本数(1,000本につき) × 税率

納める額(1,000本につき)			
県たばこ税	国たばこ税	たばこ特別税(国税)	市町たばこ税
1,070円	6,802円	820円	6,552円

※加熱式たばこは、次のとおり紙巻たばこの本数に換算します。

換算方法については、令和8年4月1日と令和8年10月に段階的に現行の換算方法から新換算方法に移行されます。

- ・現行の換算方法…重量と価格を紙巻たばこの本数に換算する方法
- ・新換算方法…重量を紙巻たばこの本数に換算する方法

	現行の換算方法	新換算方法
現行	現行の換算本数 × 1.0	—
令和8年4月1日から	現行の換算本数 × 0.5	新換算本数 × 0.5
令和8年10月1日から	—	新換算本数 × 1.0

● 申告と納税

卸売販売業者等が毎月の売渡し分を翌月末日までに申告し、納めます。

● その他

国と市町にも同じように一定の金額がたばこ税として納められます。

たばこ税は、たばこを売った販売店の所在する県や市町の収入となります。

